

## 介護老人保健施設ふあみりい通所リハビリテーション運営規程（新）

### （運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団緑陽会が開設する介護老人保健施設ふあみりい（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

9 この運営方針を達成するために、全従事者は一致協力して介護保険の目的達成のための努力を惜しんではない。

### （施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ふあみりい
- (2) 開設年月日 平成9年5月7日
- (3) 所在地 広島県福山市神辺町大字道上字中ノ町2977番地の1
- (4) 電話番号 084-960-0300 FAX番号084-960-0301
- (5) 管理者名 三木正己
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3454480025号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師(管理者と兼務)
- (3) 医師 1人以上
- (4) 看護職員 1人以上
- (5) 介護職員 5人以上
- (6) 支援相談員 1人以上
- (7) 理学療法士 1人以上
- 作業療法士 1人以上
- 言語聴覚士 1人以上
- (8) 管理栄養士 1人以上
- (9) 調理員 委託
- (10) 介護支援専門員 1人以上
- (11) 事務員 4人以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、通所リハビリテーション利用者に対し、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食

事相談を行う。

(8) 介護支援専門員は、利用者の通所リハビリテーション計画の原案をたてる。

(9) 事務員は、受付事務・庶務・会計・その他の事務に関するを行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とし、営業時間は8時30分から17時30分とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、介護予防通所リハビリテーションとあわせて60人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、理美容代、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

**利用料料金表**

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| a) ◎保険給付の自己負担額       | 厚生労働大臣が定める額 |
| b) ◎日用生活品費の内訳（1日につき） | 105円        |

次のもののうち利用者の希望により施設で用意するものを使う場合、利用者に負担していただく。

	単価/1枚	数量/回	日数/月	1月あたりの料金	備考
バスタオル	53円	2枚	12日	1,260円	
フェイスタオル	37円	2枚	12日	882円	
オシボリ	26円	1枚	30日	756円	
シャンプー・リンス				210円	
ソープ				105円	

ティッシュ				63円	
-------	--	--	--	-----	--

c) ◎食費（食材費及び調理費相当分） (1日につき) 525円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合、利用者に負担していただく。

d) ◎おむつ代

品名	サイズ	単価/1枚	備考
紙		94円	
パンツタイプ	M	157円	
パッド		42円	

e) その他（ご希望の方のみ）

◎理美容代 実費 ◎ その他 実費

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域を福山市内とする。

(身体の拘束等)

第 12 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第 13 条 当事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 14 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 9

条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- ・喫煙は、許可を得て所定の場所で行うものとする。
- ・火気の取扱いは、禁止する。
- ・設備・備品の利用は、取扱いに十分留意し使用する。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、許可を得るものとする。
- ・金銭・貴重品の管理は、最小限とし必要に応じ当施設で預かるものとする。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、予め当施設に連絡のうえ行うものとする。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

#### (非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務長を充てる。
- (2) 火元責任者には、各職場の責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ちはう。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) (7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のためのマニュアルを定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 19 条 当事業所職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 21 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団緑陽会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。**ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。**

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

#### (守秘義務)

第 24 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3 当事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 通所リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団緑陽会介護老人保健施設ふあみりいの役員会において定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 14 年 8 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 15 年 2 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 15 年 4 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 15 年 5 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 15 年 12 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 18 年 3 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 19 年 3 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 20 年 10 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 21 年 10 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 22 年 10 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 23 年 7 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 23 年 10 月 3 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 24 年 3 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 24 年 10 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 26 年 5 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 29 年 6 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、令和元年 6 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、令和元年 10 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、令和 2 年 10 月 1 日より改正実施する。

この運営規程は、令和 4 年 3 月 1 日より改正実施する。